

仕 様 書

1 目的

受注者は、発注者の物品等を、発注者の指定人へ安全かつ確実に運送引渡すものとする。

2 契約期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

3 業務の内容

受注者は、発注者が発送する以下の規格の荷物を集荷し、指定する場所へ迅速かつ確実に配達するものとする。

・規格（宅配便（元払い、着払い）及び冷蔵・冷凍便）

名 称	大きさ（3辺の和）	重 量	備 考
60サイズ	60cm以内	2kgまで	
80サイズ	80cm以内	5kgまで	
100サイズ	100cm以内	10kgまで	
120サイズ	120cm以内	15kgまで	冷凍便を除く
140サイズ	140cm以内	20kgまで	冷蔵・冷凍便を除く
160サイズ	160cm以内	25kgまで	冷蔵・冷凍便を除く

・規格（非信書便（メール便））

サイズ	重 量	備 考
縦 34cm以内 横 25cm以内 厚さ 2cm以内	150gまで	
	250gまで	
	500gまで	
	1kgまで	

（1）宅配便（元払い運送）

ア 受注者は、宅配便の依頼を受けた時は、別紙1に定める場所から荷物を集荷し、運送伝票とともに指定する場所へその荷物を運送するものとする。

配送地域は全国（北海道内の離島（利尻島、礼文島、焼尻島、天売島、奥尻島）を含む。）とする。

イ 原則として、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除き、毎日集荷するものとする。

ウ 集荷時間については、受注者の営業時間内で当所担当職員が指定する時間とするものとする。

（2）宅配便（着払い運送）

ア 受注者は、当所職員が指定する受注者の集荷可能な場所及び集荷可能な時間内の指定する時間に集荷に赴き、その荷物を別紙1の記載箇所へ運送するものとする。

イ 着払い運送の検査は、配達都度行うものとする。

(3) 冷蔵・冷凍便

ア 冷蔵・冷凍タイプの温度管理システムで荷物を運送するものとする。

なお、荷物は発注者が発送前にあらかじめ予冷するとともに必要な保冷装備を行うこととする。

イ 契約単価は(1)の料金に冷蔵又は冷凍の料金を加算するものとする。

ウ 冷蔵・冷凍品の運送時は前日までに受注者に冷蔵・冷凍品の発送がある旨を通知するものとする。

エ その他、発送等にかかる事項は(1)同様とする。

(4) 非信書便(メール便)

ア 信書に該当しないパンフレット、広報誌等を運送するものとする。

イ 必要に応じて、内容物の確認が出来る状態又はあらかじめ受注者に対し、内容物の見本を提示するものとする。

ウ 集荷場所は、別紙1のとおりとする。

エ 配送地域は全国(北海道内の離島(利尻島、礼文島、焼尻島、天売島、奥尻島)を含む)とする。

(5) 運送伝票等

それぞれの業務に応じた伝票等を発注者の指示に従い、受注者が用意するものとする。(印字等含む。)

(6) 発送予定数量

別紙2のとおりとする。

4 業務完了の報告

(1) 受注者は、物品等の運送引渡を完了した時は、1か月分の運送伝票を取りまとめ明細書を作成し、発注者に別紙3の業務完了通知書と共に提出するものとする。

(2) 発注者は、必要に応じ、受注者に運送引渡完了の確認を求めることができる。この場合、受注者は運送引渡を証明できる書類を発注者に提示すること。

5 責任の始期及び終期

受注者の物品等に関する責任は、発注者から物品等の引渡を受けた時に始まり、発注者の指定人へ物品等の引渡を完了した時に終わるものとする。

6 事故等の対応

(1) 事故等の通知

受注者は、発注者から引渡を受けた物品等について、紛失、損傷、著しい運送遅延及びその他運送業務に関し事故があった時は、臨機の措置を講じるとともに、ただちにその旨を発注者に通知し、必要な指示を受け、処置すること。

(2) 損害賠償等

ア 3の(1)、(2)及び(3)について、荷物の滅失による場合は、荷物の価格(発送地における荷物の価格をいう。以下同じ。)を送り状に記載された責任限度額(以下「限度額」という。)の範囲内で賠償すること。

イ 荷物のき損による損害については、荷物の価格を基準としてき損の程度に応じ限度額の

範囲内で賠償すること。

ウ 6の(2)①及び②に定める限度額の上限は30万円とする。なお、配達遅延による損害及び免責事由は受注者が定める約款及び請負契約書によるものとする。

エ 3の(4)について、6の(2)①及び②に該当する場合は、請負代金相当額を賠償すること。なお、免責事由は受注者が定める約款によるものとする。

7 その他

(1) 組織再編等に伴う、発注者の名称の変更、庁舎の移転等がある場合においても本契約は継続する。

(2) 本仕様書及び契約書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、当所担当職員と協議を行い対応すること。

集荷（配送）場所

北海道農政事務所

本庁舎	札幌市中央区南 2 2 条西 6 丁目 2 - 2 2 エムズ南 2 2 条ビル第 2 ビル
白石庁舎	札幌市白石区平和通 2 丁目北 5 番 1 0 号
函館地域拠点	函館市新川町 25-18 函館地方合同庁舎 5 階
旭川地域拠点	旭川市宮前 1 条 3 丁目 3 番 15 旭川地方合同庁舎 西館 5 階
釧路地域拠点	釧路市幸町 10 丁目 3 番地 釧路地方合同庁舎 3 階
帯広地域拠点	帯広市西 6 条南 7 - 3 帯広地方合同庁舎 3 階
北見地域拠点	北見市青葉町 6 - 8 北見地方合同庁舎 3 階

発送予定数量(単位:個)

・宅配便(元払い)

発送地域 重量・サイズ		北海道	東北	関東・ 甲信越	北陸・ 東海	関西	中国	四国	九州	沖縄
		2kgまで 縦・横・高さの 計60cm以内	140	1	10	1	1	1	1	1
5kgまで 縦・横・高さの 計80cm以内	460	1	30	1	1	1	1	1	1	
10kgまで 縦・横・高さの 計100cm以内	280	1	10	1	1	1	1	1	1	
15kgまで 縦・横・高さの 計120cm以内	50	1	1	1	1	1	1	1	1	
20kgまで 縦・横・高さの 計140cm以内	20	1	1	1	1	1	1	1	1	
25kgまで 縦・横・高さの 計160cm以内	10	1	1	1	1	1	1	1	1	

・宅配便(着払い)

発送地域 重量・サイズ		北海道	東北	関東・ 甲信越	北陸・ 東海	関西	中国	四国	九州	沖縄
		2kgまで 縦・横・高さの 計60cm以内	1	1	1	1	1	1	1	1
5kgまで 縦・横・高さの 計80cm以内	30	1	1	1	1	1	1	1	1	
10kgまで 縦・横・高さの 計100cm以内	60	1	1	1	1	1	1	1	1	
15kgまで 縦・横・高さの 計120cm以内	10	1	1	1	1	1	1	1	1	
20kgまで 縦・横・高さの 計140cm以内	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
25kgまで 縦・横・高さの 計160cm以内	1	1	1	1	1	1	1	1	1	

・冷蔵便、冷凍便(宅配便の内数)

発送地域:全国		冷蔵便	冷凍便
重量・サイズ			
2kgまで 縦・横・高さの 計60cm以内		1	1
5kgまで 縦・横・高さの 計80cm以内		1	1
10kgまで 縦・横・高さの 計100cm以内		1	1
15kgまで 縦・横・高さの 計120cm以内		1	

・非信書便(メール便)

全国	150gまで	不定期	年計	302通
	250gまで	不定期	年計	4通
	500gまで	不定期	年計	4通
	1kgまで	不定期	年計	2通

※ 発注予定数量については、あくまで見込み量を示したものであり、本業務の発注上限数量・下限数量を表すものではない。

発送地域区分は次のとおり。

北海道	北海道(離島(利尻島、礼文島、焼尻島、天売島、奥尻島)を含む)
東北地方	青森県・岩手県・秋田県・宮城県・山形県・福島県
関東・甲信越地方	茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・新潟県・長野県
北陸・東海地方	富山県・石川県・福井県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県
関西地方	滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県
中国地方	鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県
四国地方	徳島県・香川県・愛媛県・高知県
九州地方	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県
沖縄	沖縄県(本島)

別紙3

業務完了通知書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
北海道農政事務所長 殿

住 所
氏 名

令和 年 月分物品等運送請負業務につきましては、別紙のとおり完了しましたのでお届けします。